

大和市告示第62号

大和市がん患者等ウィッグ購入費助成要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市がん患者等ウィッグ購入費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者等がウィッグを購入する場合にその費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するために、ウィッグを購入した者で、現にがん治療を受けているもの又は過去にがん治療を受けていたもの(以下「がん患者等」という。)
- (2) 第5条の申請をする日までに、引き続き1年以上、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 本市の市税等に滞納がない者。ただし、滞納があっても既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者を除く。
- (4) 対象者及び対象者の属する世帯の世帯員のうち最も所得の多い者の市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税をいい、同法の規定による特別区民税を含む。)の所得割(同法第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)をいう。)の額が460,000円未満の者

(助成対象費用)

第3条 助成の対象費用は、ウィッグ(ウィッグ装着時に皮膚を保護するためのネットを含む。)の購入に係る費用とし、1人につき1個を限度とする。

(助成額)

第4条 助成の額は、実際にウィッグを購入するために要した費用に10分の9を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は30,000円のいずれか低い方の額とする。

2 他より費用の助成等がされている場合には、購入費用からその額を除いた額を、前項のウィッグの購入に係る費用とする。

(交付の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ウィッグを購入した日の翌日から起算して1年以内に大和市がん患者等ウィッグ購入費助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ウィッグを購入した金額の明細がわかる書類
- (2) 脱毛の副作用がある抗がん剤治療等の受診を証明する書類
- (3) 照会同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象者1人につき1回を限度とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するときは大和市がん患者等ウィッグ購入費助成金交付決定通知書により、交付しないときは、大和市がん患者等ウィッグ購入費助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、速やかに大和市がん患者等ウィッグ購入費助成金交付請求書により市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときには、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式)

第9条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市がん患者等ウィッグ購入費助成金交付申請書	第5条
第2号様式	照会同意書	第5条
第3号様式	大和市がん患者等ウィッグ購入費助成金交付決定通知書	第6条
第4号様式	大和市がん患者等ウィッグ購入費助成金不交付決定通知書	第6条
第5号様式	大和市がん患者等ウィッグ購入費助成金交付請求書	第7条